

広島県告示第七百十号

次の広島県告示で指定した特定農業用ため池の指定を解除した。

令和四年九月二十日

広島県知事 湯崎英彦

告示番号	令和三年広島県告示第六百号	所 在 地	特 定 農 業 用 た め 池 の 名 称
広島県福山市	前の池（別表一のとおり）	広島県府中市	大段原池（別表二のとおり）

別表一から別表二までは、添付を省略し、広島県のホームページに掲載するとともに、広島県農林水産局農業基盤課に備え置いて縦覧に供する。